

山県市告示第79号

山県市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月11日

山県市長 林 宏 優

山県市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん患者の治療と就労、社会参加等との両立を図るため、がん患者の医療用ウィッグ（以下「ウィッグ」という。）の購入に係る費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有すること。
- (2) がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療等）を受けた者又は現に受けている者であること。
- (3) がんの治療に伴う脱毛により、治療と就労、社会参加等との両立に支障の生じる又は生じるおそれのある者であること。
- (4) 助成金の交付申請時において、市税及び国民健康保険税の滞納のない者であること。
- (5) 岐阜県がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱（令和2年4月1日付け岐阜県保健医療課長発保医第139号の2。以下「県要綱」という。）に基づく助成金（以下「県助成金」という。）の交付決定を受けていること。
- (6) 前号を除く他の自治体における同種の助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助

成金の額は別表のとおりとする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山縣市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 当該申請に係るウィッグの購入費用の額を確認できる領収書の写し

(2) 診療明細書等がんの治療を受けていること分かる書類

(3) 岐阜県がん患者医療用補正具購入費助成金交付決定通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 助成対象者が未成年者であるときは、その保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者が助成対象者を現に監護する者をいう。)が当該助成対象者に代わり申請するものとする。

3 申請書の提出期限は、ウィッグを購入した日の属する年度の末日とする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の交付の可否を決定し、山縣市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)又は山縣市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条により交付決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第8条 市長は、助成金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、山縣市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金受給者台帳(様式第4号)を備え付け、適正に管理するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象経費	助成金の額
<p>がん患者の医療用ウィッグ本体（全頭用とし、装着に必要な頭皮保護用のネットを含む。）の購入費から県助成金を除いた額</p>	<p>助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、1万円を上限とする。）</p>